



一般廃棄物処理施設設置許可証

平成12年(2000年) 9月26日

住所 札幌市中央区北七条西一五丁目28番地11

氏名 株式会社丸升増田本店 代表取締役 内山 恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	平成12年(2000年) 9月26日	許可番号	環廃第21-15号
施設の種別及び 処理する 一般廃棄物の種別	ごみ処理施設(破碎施設) 可燃ごみ(紙類)		
設置場所	北海道北広島市北の里70番3、70番5		
処理能力	15.0t/日		
許可の条件	*****		
許可を受けている ことを証する 書類の提出の有無	存・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和元年(2019年)10月18日許可証書換交付(代表者の変更)

(石狩振興局)